

# 福岡県公報

平成24年5月29日  
第3398号

## 目次

### 告示(第959号-第956号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課) …………… 6

### 公 告

○養鶏振興法の規定に基づくふ化業者の登録	(畜産課) …………… 6
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) …………… 6
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) …………… 7
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) …………… 7

○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) …………… 8
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(福祉総務課) …………… 9
○落札者等の公示	(税務課) …………… 9
○二級建築士の免許の取消し	(建築指導課) …………… 9

## 告 示

### 福岡県告示第959号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市小川町22番1から22番32まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大牟田市長田町32番地1  
三池生コンクリート工業株式会社  
代表取締役 本田 邦昭

### 福岡県告示第960号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市大字勝立字勝負坂432番2、441番1、442番8及び442番13
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大牟田市大字勝立442番地8  
中村 信男

## 福岡県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯塚	県道	飯 塚 田 線	前	嘉麻市平1200番1先から 嘉麻市平1106番1先まで	7.8 ～ 19.2	480.0
			後	嘉麻市平1200番1先から 嘉麻市平1106番1先まで	8.6 ～ 19.2	480.0

## 福岡県告示第962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年5月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町後野2丁目34番2先から 筑紫郡那珂川町後野2丁目9番1先まで

## 福岡県告示第963号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年5月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
那珂	那珂川 大野城 線	筑紫郡那珂川町後野2丁目34番2先から 筑紫郡那珂川町仲3丁目523番1先まで

## 福岡県告示第964号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
みやま市高田町北新開字古賀216番2及び216番15から216番26まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
柳川市三橋町磯鳥301番地5  
有限会社 石橋技研  
代表取締役 石橋 淳二

## 福岡県告示第965号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所  
田川郡添田町大字榊田字大迫448、446の1・465の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字川端447

2 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川端447・字大迫446の1・448・465の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第966号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所  
福岡市東区大字西戸崎字大岳2898の14

2 指定の目的  
風害の防備

3 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

#### 福岡県告示第967号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所  
大野城市大字牛頸767の6、767の12

2 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第968号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
行橋市大字入覚字加美1311（次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ本1315の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第969号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
糸島市二丈吉井字十坊198の1、202の1、字割石204の2、207の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字割石204の2・207の1・字十坊198の1・202の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
  - ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第970号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川帆柱1533の11
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
1533の11（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
    - ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農  
林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第971号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を  
するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告  
示する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬字木実坂53の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字木実坂53の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市  
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農  
林水産部農山漁村振興課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第972号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を  
するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告  
示する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡宇美町大字宇美字猫石2443の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農  
林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第973号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第  
36条第3項の規定により公告する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字片見鳥3119-2、3119-5、3119-6、3132-4及び3133  
-11

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

鹿児島市南栄4丁目9番1号

株式会社 南栄運輸

代表取締役社長 吉田 享悟

### 福岡県告示第974号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 組合の名称  
新宮町沖田土地区画整理組合
- 事業施行期間  
平成18年11月24日から平成25年9月30日まで
- 施行地区  
糟屋郡新宮町大字上府字小田、字御供田、字龍王田、字五反田及び字三畝町の各全部並びに字形貝、字牟田、字椎ノ木、字太郎丸、字下村、字小万崎、字長牟田、字柚ノ木、字有道、字長尾、字大坪、字沖田及び字林崎の各一部並びに緑ヶ浜四丁目及び下府二丁目の各一部
- 事務所の所在地  
糟屋郡新宮町下府二丁目6番1号
- 設立認可の年月日  
平成18年2月14日
- 変更認可の年月日  
平成24年5月18日

公 告

#### 公告

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のようにふ化業

者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	登録業者		ふ化場		登録年月日
	名称	住所	名称	所在地	
24-1	株式会社九州孵卵	久留米市藤山町藤吉1728の23	株式会社九州孵卵	八女市大字本2669の1	平成24年5月27日

#### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

- 処分をした年月日  
平成24年5月16日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社太田設備工業	柳川市久々原402-2	太田 輝文	平成19年11月18日 福岡県知事許可（般-19） 第90836号

#### 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

##### (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行



の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成24年5月30日から平成24年6月27日までの29日間

4 処分の原因となった事実

株式会社太田設備工業は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

また、本件工事において、監理技術者を設置せず、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかった。

これらのことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成24年5月16日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 梅崎工業	柳川市片原町22-1	梅崎 義一	平成24年3月24日 福岡県知事許可（般・特-23） 第3670号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成24年5月30日から平成24年7月5日までの37日間

4 処分の原因となった事実

株式会社梅崎工業は、特定建設業者以外の建設業者と、その情を知って建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第7号に該当すると認められる。

また、平成22年9月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成24年5月16日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 富安産業	柳川市三橋町中山1086	富安 正光	平成23年9月12日 福岡県知事許可（般-23） 第95290号

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

## (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

## (2) 停止期間

平成24年5月30日から平成24年6月12日までの14日間

## 4 処分の原因となった事実

有限会社富安産業は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

また、本件工事において、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかった。

これらのことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年5月29日

## 1 処分をした年月日

平成24年5月16日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
九州洗罐工事 株式会社	大川市大字郷原384	中村 茂義	平成21年8月12日 福岡県知事許可（般-21） 第104305号

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

## (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

## (2) 停止期間

平成24年5月30日から平成24年6月28日までの30日間

## 4 処分の原因となった事実

九州洗罐工事（株）は、平成23年9月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（技術職員の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。



公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（http://www.pref.fukuoka.lg.jp/）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

本細則は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の実施について、所要の規定を定めるものですが、災害救助法に基づく、救助に要する費用として認められる基準額等を定めた平成12年厚生省告示第144号が一部改正されました。

これに伴い、本県においてもこの基準額に合わせた改正を行うものですが、これは、福岡県行政手続条例第37条第4項第3号の規定（予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき。）に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成24年5月29日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

県税に係る収納管理事務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社福岡銀行

(2) 住所

福岡市中央区天神二丁目13番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

31,461,045円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第2項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

平成24年5月29日

福岡県知事 小川 洋

年 月 日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成23年7月27日	星田 哲平	29514	申請
平成23年8月4日	馬原 重利	3344	死亡
平成24年1月30日	末松 直之	17891	死亡
平成24年3月21日	廣重 光彦	22858	死亡